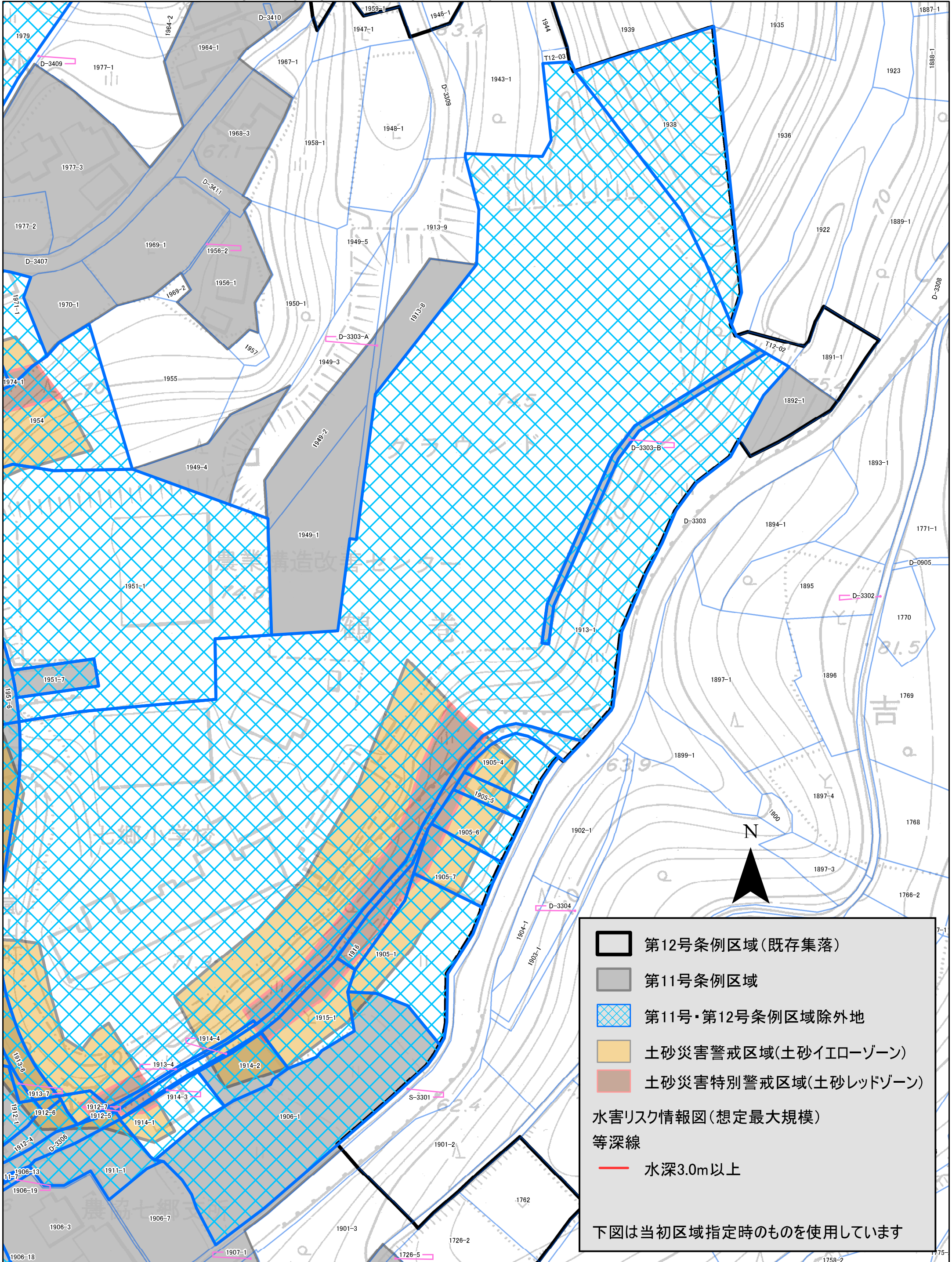


# 法第34条第11号・第12号条例区域除外図



0 5 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 m

1:1,000

嵐山町まちづくり整備課

- 第12号条例区域(既存集落)
- 第11号条例区域
- 第11号・第12号条例区域除外地
- 土砂災害警戒区域(土砂イエローゾーン)
- 土砂災害特別警戒区域(土砂レッドゾーン)
- 水害リスク情報図(想定最大規模)
- 等深線
- 水深3.0m以上
- 下図は当初区域指定時のものを使用しています